

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878

京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2013 夏号

2013年 7月発行 第71号



ご挨拶

いよいよ夏本番を迎えましたが、皆様如何お過ごしでしょうか。

来たる7月21日に参議院議員選挙の投票が実施されます。衆参両院制を採用した日本国憲法の理想は、既に遠く、両院とも党派選挙になりつつありますが、今般の選挙は日本の将来の社会経済政策の方向性を決定する重要な選挙と思われます。心して選挙権を行使したいものです。

法律事務所も日本の社会経済のグローバル化に対応しないと法的ニーズに的確に応えられなくなっておりますが、既に留学中の金澤浩志弁護士、稲田行祐弁護士に続き、今般、太田浩之弁護士が米国コロンビア大学ロースクールに留学することになりました。2年間皆様にご不便をおかけしますが、スキルアップし、皆様のご期待に応えるものと確信しておりますのでよろしくお願いいたします。

東京事務所に在籍しておりました植村公彦弁護士が、ある外国系大手企業の日本法務部立ち上げのため、先月退職されました。在職中にいただきましたご厚誼に感謝いたしますとともに今後ともご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

中務嗣治郎弁護士が監修者の一人として編纂されました「銀行窓口の法務対策4500講(全5巻)」が一般社団法人金融財政法務事情研究会から発刊されました。この文献の歴史は古く、金融法務実務担当者の座右の銘とさえ言われており、弊事務所の弁護士も数多くの項目を執筆しています。犯罪収益移転防止法や金融商品取引法などの重要な法令の改正や、従来の手形取引にかわる「でんさいネット」等の新制度、複数店舗への預金債権の差押、投資信託からの債権回収、地方公共団体の損失補償やその他数多くの新判例、金融円滑化法失効後の経営コンサル機能の強化、事業再生ファンド、事業再生ADR、金融ADRなどへの対応も新たに折り込まれています。是非ご活用いただくようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

■大阪事務所



■東京事務所



■京都事務所





退所のご挨拶

弁護士 植村 公彦

謹啓

向暑の候 皆さまにおかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、平成24年4月より弁護士法人中央総合法律事務所東京事務所にて執務して参りましたが、今般、中務嗣治郎会長、安保智勇東京事務所長をはじめとした諸先生方に寛大にもご了承をいただき、退所させていただくこととなりました。

約1年3カ月の短い期間ではありましたが、在職中、身に余る多大なご厚情をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

退所後は、企業の社内弁護士として新たな分野で弁護士業務をスタートする予定です。

弁護士法人中央総合法律事務所における執務は、よき先輩、同僚、事務員の皆さまに囲まれ、伸び伸びと執務させていただきました。また、中務嗣治郎先生をはじめとする経験豊かな大先輩たちの薫陶を受けることのできた本当に貴重な期間でした。

先輩方から授かった薫陶を胸に、新天地でも力の限り頑張りたいと思います。

皆さまには、今後もいっそうご指導、ご鞭撻をいただけますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。 謹白



留学のご挨拶

弁護士 太田 浩之

本年7月より、米国のニューヨークにあるコロンビア大学のロースクールに留学させていただきましたことになりました。コロンビア大学ロースクールを卒業した後は、更に知識を深め、幅広い経験を身につけるため、研修の機会を得たいと考えており、合計約2年間事務所を離れる予定でございます。

コロンビア大学は、各分野において高い評価を得ている大学ですが、その中でも国際法の分野については最先端の研究を行っている教授を擁し、先駆者たる地位を有する大学です。コロンビア大学では、外国直接投資、ファイナンス及び国際仲裁について学びたいと思っております。

留学のため実務を離れなければならないのは非常に残念ですが、これまで知らなかった分野を学ぶことで知的好奇心を刺激し、世界中から集まってくる学生との交流の中で視野と知見を広げ、そして研鑽を積んだ先に活躍の場があると信じて、頑張りたいと思っております。

留学期間中は皆様大変ご迷惑をお掛けいたしますが、皆様に感動を与えられる弁護士に成長するべく、多くを吸収し、スキルアップして帰国したいと思っておりますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

中国保監会訪日団の皆様が東京事務所に来所されました!!

弁護士 錦野 裕 宗



弁護士

錦野 裕宗

(にしきの・ひろのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1999年4月
最高裁判所司法研修所修了
(51期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
2005年4月～2007年5月
金融庁監督局保険課へ出向
(任期付国家公務員)
2006年7月～2007年5月
同法令等遵守調査室(兼務)
2007年6月
弁護士法人中央総合法律
事務所復帰
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2007年7月
日本保険学会入会
2007年10月～
同志社大学法科大学院嘱託
講師(保険法担当)
2011年8月～
保険会社のリスク処理と退
出メカニズム制度研究討論
会(中国保険監督管理委員
会)客員研究員
2012年6月～
金融庁金融審議会「保険商
品・サービスの提供等の在
り方に関するワーキング・グ
ループ」専門委員
2013年1月
第一東京弁護士会に登録換え

〈取扱業務〉
金融法務・保険法務
(業法対応を含む)、
民事法務、商事法務、
会社法務、倒産法務

中国保険監督管理委員会(中国保監会)の訪日団の皆様が、去る3月21日、当事務所東京事務所に来所されました。

中国保監会は、正に中国保険会社の監督を行う行政機関で、日本で言えば金融庁監督局保険課のような位置付けにある機関です。

中国保監会のような海外監督当局の方々に当事務所をご訪問頂く、ということは、少なくとも私にとっては初めての経験でした。

当事務所として誠に栄誉なことであり、東京事務所一丸となって心より歓迎させて頂きました。ただ、どのように歓迎の気持ちを表せばよいのか、よく分からず、秘書ともいろいろ悩んだのですが、「中国保険監督管理委員会 熱烈歓迎」と書いた大きな旗(のぼり)を準備させて頂き、それを部屋に立ててお迎えすることと致しました。もしかして気分を害してしまったらどうしよう、とか、途中で旗が折れてしまったら縁起が悪いな、とか恐る恐るの対応だったのですが、途中で旗が折れることも無事なく、また思いのほか喜んで頂いたように思います。

当日は、先方からテーマとして提示されていた、「非対面型募集チャンネルに係る保険募集規制」についての意見交換を行いました。

当方は、当職と大平弁護士にて対応させて頂きました。

当方より、

- ・日本の保険業法において、非対面型チャンネルによる保険募集は禁止されておらず、また、これを理由とした上乗せ規制等は存在しないこと、
- ・監督当局においても当該チャンネルの存在を前提とした監督が行われていること、
- ・保険募集規制上、例えば保険会社からの書面交付が求められるものにつき、当該書面交付に代えて、承諾を得た上で電磁的方法によることを可とする等、利用者利便の観点から、柔軟な対応がなされていること、

等、日本の法制的現状を説明させて頂きました。

その後、質問を受けたり自由討議をさせて頂いているうちに、予定の1時間はあっという間に過ぎてしまいました。

以下に私の雑感を述べさせて頂きます。

私は、意見交換の前は、「非対面型募集チャネ

ルに係る保険募集規制」というテーマを選択してきたのは、中国においては非対面型募集チャンネルは日本ほど普及していないが、いずれ普及していくであろうから、その問題点や日本の規制の現状に興味があるのかな、と勝手に推測していました。ところが、どうも現状はむしろ逆のようで、中国においては日本を上回る割合で非対面型募集チャンネルが普及しているようでした。

私の推測ですが、中国保監会においても、非対面型募集チャンネルの普及という状況を必ずしもマイナスとは捉えておらず、利用者利便の観点からはプラスな側面があることを十分に理解されているように感じられました。私が説明させて頂いた日本における現状や法制にも特段目新しい点や、一方で特別の規制がなくて大丈夫なのか、もっと規制した方がいいんじゃないか、等の違和感も感じられていなかったように思います。

彼らの問題意識・悩みは別のところにあるように思いました。どのような点かと言いますと、日本では、保険契約は諾成契約であって、その成立は要式行為ではない、というコンセンサスが、裁判所も含めて世の中に醸成されているせいか、非対面であることを理由に、保険契約の成立・効力が否定される例はまずないように思います。私の知りうる限りそのような裁判例は存在しません。しかし、中国では、非対面であることを理由とし保険契約の効力が裁判所で否定されるような案件がどうもあるようでした。そのような場合の監督当局の対応の困難性は想像するに難しくなく(裁判所で否定されないようなプロセスを保険会社に求めていくべきなのだが、裁判例が固まっていなければそれを予測するのは困難等)、国が異なれば思いもよらない悩みもあるものだ、と実感した次第です。

私としても、大変勉強となった意見交換でした。

タイトなスケジュールの中、わざわざ当事務所までお越し頂いた中国保監会訪日団の皆様にご心より感謝致したいと存じます。

活動分野のご紹介

●金融法務（銀行法務、保険法務等）●

金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書が、6月に金融庁より公表されました。日本の保険業のため、私なりに全力投球致しました。（錦野裕宗）

最近はあるスキームが各種金融に関する業法の規制をそもそも受けるか受けないかといった相談も増えております。こういった相談があった際は、条文の形式的な文言はもちろんのことですがそのスキームの経済実態上規制の必要があるか否かといった観点も踏まえてアドバイスをするようにしております。（瀧川佳昌）

セミナーインフォ主催「金融フォーラム2013」にて、犯罪収益移転防止法を中心とした金融機関におけるマネロン対策について講演させていただきました。施行はなされましたが、今後も運用場面における議論や改正の動き等を注目して追い掛けてみたいと思います。（中村健三）

●会社法●

所属弁護士有志にて、当事務所のオブカウンセルである森本滋弁護士に指導頂く形で、合併等組織再編の実務に関する研究会を行っていましたが、先日ひと段落しました。本年7月からは種類株式や新株予約権をテーマに研究会を継続していく予定です。私たちは「使える会社法」という観点から、研究を深めたいと考えています。是非、皆様のご意見やご質問をお寄せください。（会社法研究グループ:森本滋・小林章博・赤崎雄作・鍛冶雄一・草深充彦・大澤武史）

●M&A／国際企業取引●

〔M&A〕

ある日本の企業が欧州企業の上場会社の少数株式を取得して戦略的提携をするという案件が6月から開始しました。今後D&Dや株式取得契約に進むことが予想されています。取締役株主に対する義務など、日本の感覚と若干違うところがあります。この案件はGlobalawに属する現地の法律事務所と一緒に携わっています。（安保智勇）

〔国際企業取引〕

日本のスマートフォンを利用した決済ビジネスについて米国のベンチャー企業との提携案件のお手伝いをさせていただきました。今後は競合相手との熾烈なビジネス競争が予想されます。（安保智勇）

先日、ミャンマーの連邦法務長官も出席された「ミャンマーの発展と課題」～法的側面を中心として～（法務省、国際協力機構等主催）というシンポジウムに参加してきました。ミャンマーでは、開放政策への転換により、急速に社会経済が発展していますが、法令や法制度はイギリス植民地時代のもものがほとんどで、知的財産法制なども整備されていません。しかし、国を発展させていこうという強い意気込みが感じられ、日本政府も法制度面でも積極的に支援を行っています。アジアの時代が叫ばれて久しいですが、まだまだこれから発展していく国々も多く、まだあまり知られていない国々への企業の進出やM&Aなど法的側面のサポートも行えるよう、継続的に調査研究を進めていきたいと思っています。（中務正裕）

●コンプライアンス・リスクマネジメント・民事介入暴力●

上記分野は、企業の業務執行が効率的にかつ適正に行われるための必須の基本的分野です。最近では、法的規制を充分把握するだけでなく社会的妥当性の観点からレピュテーションリスクを視野に入れて適正・妥当な経営判断をしなければならぬケースが増えています。各種ハラスメントの通報も増加し、これに対する適切な対応が求められています。また、反社会的勢力との取引遮断が急務になっています。当事務所では、これらの分野についても、これに関する専門的な知識と永年にわたる豊富な経験に基づき、的確にアドバイスさせていただいています。このような問題が発生し、発生するおそれが生じた場合には是非ご相談ください。（中務嗣治郎）

●人事・労働法●

労働紛争が発生すると、企業外の労働組合いわゆる合同労組が関与してくることがよくあります。企業内組合がある大企業の労働者が加入することも多く、合同労組から団体交渉の申入れがあれば拒否することはできません。合同労組も憲法で認められた労働組合の一つであることを十分認識して対処する必要があります。（村野譲二）

政府の規制改革会議の雇用ワーキンググループにおいて、「正社員」改革の一步として、職務、勤務地、労働時間等が特定された「勤務等限定正社員」の雇用ルールの整備が議論されています。事業所閉鎖や業務縮小等の場合の雇用調整（人事異動、整理解雇）に関する相談を受けることが多く、今後実務にどのような影響が生じるか注視していきたいと思います。（下西祥平）

●知的財産・競争法●

平成25年6月13日、米国において、遺伝子発明についての注目判決がありました。Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.事件において、米国最高裁判所は、単離DNA（遺伝子）クレームには特許適格性がないと判断したのです。この事件の控訴審においては、連邦巡回控訴裁判所が、単離DNAは自然界に存在する染色体DNAを分割したり不連続部分を合成するという人為的な介在があって生じるなどと述べたうえで、特許適格性を肯定していましたので、全く反対の結論になったことになります。なお、上記の最高裁判決は、自然物でない配列を有するcDNAの特許適格性は明確に認めました。米国においては、昨年3月、やはり最高裁判所が控訴審判決を覆し、Prometheus社が独占的实施権を有していた免疫介在性腸疾患の治療効果を最適化するための方法クレームについて、自然法則にすぎず、自然法則以上のものを何ら付加していないなどとして特許適格性を否定していますので、バイオテクノロジー分野における今後の動きを今まで以上に十分に注視する必要があるでしょう。

（加藤幸江・中務尚子）

●不動産取引・建築紛争●

以前に報告させていただいた不動産明渡しの断行仮処分ですが、無事解決に至りました。結論は伏せておきますが、断行の仮処分といえども、決して門前払いというわけではないことは確かでしたし、当職の感覚としては、いかに緊急性と現実の危険性を具体的に示すことが出来るかがポイントであり、何よりいかに的確、迅速に進める事が出来るかが重要なのだと思いました。

（柿平宏明）

●相続・親族関係●

少し前の話ですが、ある特別養護老人ホームにて、成年後見制度に関する研修の講師を務めさせていただきました。これは、私が大阪弁護士会の高齢者障害者総合支援センターに所属しており、そこから派遣依頼があったものです。日常的には、企業のクライアントからご依頼いただく案件が多いのですが、それ以外に、法律家として高齢者の方のサポートをしたいという思いがあり、入所当時から、同センターに所属し、今回のような講演活動や執筆活動を行っています。今後も高齢者の方のサポートをする案件に継続的に関与してまいりたいと思います。（赤崎雄作）

事業の承継も含め、遺言書を作成したい、相続人の一人が行方不明の状態では遺産分割協議を行いたい等、様々な相続関係のご相談、また親族関係では成年後見の申立・面接交渉等のご相談も受けております。行方不明の相続人がいる案件では、不在者財産管理人の立場で遺産分割協議を行っています。後々、築き上げてきた財産の分割に意志を反映させ、相続人間のトラブルを防ぐためにも遺言書を作成しておくことはとても重要です。親族・相続関係は関係者間の対立や意見の相違があり、調整が難しいことも多々ありますが、そのような調整こそ専門家の役割であると考えているところです。（角野佑子）

会社法制の見直しと資金調達

弁護士 赤 崎 雄 作 弁護士 銀 治 雄 一 弁護士 草 深 充 彦
弁護士 大 澤 武 史 弁護士 本 行 克 哉 (会社法研究グループ)

1 はじめに

以前、当ニュースにおいても、ご紹介させていただきましたとおり、法制審議会会社法制部会(以下、「部会」といいます)において平成24年8月1日に決定された「会社法の見直しに関する要綱案」は、同年9月7日の法制審議会総会において採択されました(以下、「要綱」といいます)。

要綱では、実務上、資金調達のスケジュールにも影響を及ぼすような規律の変更も含まれておりますので、今回は、第三者割当増資による資金調達に焦点を当て、要綱の概要及び資金調達のスケジュールに与える影響をご説明致します。

2 公開会社における募集株式の割当て等の特則¹⁾

(1) 現行法の規律

現行法の下においては、公開会社は、有利発行規制に該当しない限り、株主総会決議を経ずに取締役会決議のみによって第三者割当による新株発行を行うことができますこととなっています(会社法201条1項、199条3項)²⁾。

(2) 改正の概要

現行法に対しては、会社支配権の移転を生じるような大規模な第三者割当による新株発行は、合併や株式交換に準じるような会社の基礎的変更というべき行為であるとして、株主総会による承認を経るべきであるとの現行法の規律に対する批判がある一方で、第三者割当による新株発行について、常に、株主総会の承認を要するとすれば、機動的な資金調達が阻害されかねないと指摘されていたところでした。

要綱においては、公開会社が、募集株式の引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような募集株式の割当て等を行うにあたって、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が、会社に対して、これに反対する旨の通知を行った場合には、株主総会の承認を得ることが必要となるよう定められ、また、当該会社の存立維持のため緊急の必要がある場合には、例外的にこれを不要とする規定が設けられました。

以下、その概要をご説明致します。

(3) 要綱の概要

① 要綱第1部第3の1(1)①

公開会社は、募集株式の引受人について、アに掲げる数のイに掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合には、会社法199条1項4号の期日(同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日)の2週間前までに、株主に対し、当該引受人(特定引受人)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのアに掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。

ア 次に掲げる数の合計数

(ア) 当該引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

(イ) 当該引受人の子会社等が有する議決権の数

イ 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

上記(ア)と(イ)は、それぞれ、議決権割合の算定にあたっての分母と分子を定めていますが、分子には、当該引受人が子会社等を通じて間接的に保有している議決権の数も加算されることになりますので、留意が必要です。

以上の要件を満たした場合には、原則として、既存の株主に対して、情報開示が図られるわけですが、要綱は、①本文に但書きを設けて、例外を認めています。

ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は会社法202条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

当該特定引受人が募集株式の発行等より前から公開会社の親会社等である場合には支配株主の異動を伴うものとはいえず、また、株主割当てを受ける権利を株主が有している場合も含め、これらの場合には改めて株主総会決議を要求する必要がないとの考えに基づいています³⁾。

② 要綱第1部第3の1(1)②

①による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

これは、現行法における募集事項の通知と同様の規律を設けることが相当と考えられたことによります(会社法201条4項)⁴⁾。

③ 要綱第1部第3の1(1)③

①にかかわらず、公開会社が①の事項について①の期日の2週間前までに金融商品取引法4条1項から3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、①による通知は、することを要しない。

これもまた、現行法における募集事項の通知と同様の規律(会社法201条5項)を設けることが相当と考えられたことによります⁵⁾。

④ 要綱第1部第3の1(1)④

総株主(④の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が①による通知の日又は②の公告の日(③の場合にあっては、法務省令で定める日)から2週間以内に特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、①の期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第205条の契約の承認を受けなければならない。

このように、10分の1以上の反対があった場合には株主総会決議を経ることが前提となるようなスケジュールを組むとなると、公告や通知の日と払込期日を相当程度空けておく必要がありますが、この点については、後にご説明致します。

一方で、要綱は④本文に但書きを設けています。

ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の存立を維持するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

実際に、この要件が満たされていたか否かは、株主等による差止訴訟又は仮処分の中で裁判所が判断することとなります⁶⁾。

⑤ 要綱第1部第3の1(1)⑤

④の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

会社支配権の移転を生じるような募集株式の発行等は、会社の経営を支配する者を決定するという点において、取締役の選任決議と類似する面があることを踏まえて、役員選任決議におけるのと同様の規律が設けられたものと理解できます⁷⁾。

(4) スケジュールへの影響

現行法の下で上場会社が第三者割当増資を実施するにあたっては、取締役会決議から払込期日まで1箇月弱程度の期間を要する案件が多く見られます⁸⁾。

今後、要綱によって公開会社における第三者割当の規律が変更されることにより、例えば、株主総会の承認を得る必要が生じた場合には、取締役会決議において決定した払込期日の前日までに、当該株主総会決議を得ることが間に合わなくなる事態も想定されます。その場合には、募集株式の発行等の手続きをやり直すことになりますので、資金調達のスケジュールが大幅にずれ込む可能性があります。

このような事態を避けるためには、株主総会の承認を得る必要が生じる場合に備えて、余裕をもって払込期日を決定することが必要となります⁹⁾。

この点、上場会社における株主総会決議による承認には、2箇月程度の期間を要する案件が多く見られる10ことからすれば、会社の具体的な状況にもよりますが、前述(3)①に該当する第三者割当増資を実施する場合には、改正前と異なり、取締役会決議から払込期日まで少なくとも3箇月程度の期間を見る必要があると思われます。

なお、通常は、取締役会決議に先立ち、割当予定先の選定や割当予定先による発行会社に対するデューデイルジェンス、それを前提とした割当予定先との交渉等を行うことが想定されますので、さらに、余裕をもったスケジュールを組むことが望ましいでしょう。

1 要綱においては、募集新株予約権の割当て等についても新たな規律が設けられておりますが、紙幅の関係上、本稿においては取り上げないこととさせていただきます。
2 なお、金融商品取引法における規制(法4条など)や各金融商品取引所における規制(例えば、東証の有価証券上場規程402条1号aなど)が存在しますので、留意が必要です。
3 「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下「中間試案の補足説明」といいます)19頁、岩原紳作「会社法制の見直しに関する要綱の概要」(以下「要綱の概要」といいます。)16頁。
4 中間試案の補足説明21頁。
5 中間試案の補足説明21頁。
6 要綱の概要16頁。
7 法制審議会会社法制部会第19回会議事録48頁。
8 大阪証券取引所「JASDAQ市場における第三者割当増資の集計・分析(平成23年)」(以下「第三者割当増資の集計・分析」といいます)4頁参照。
9 落合誠一他編『会社法改正要綱の論点と実務対応』(以下「会社法制改正要綱の論点」といいます)133頁。
10 会社法改正要綱の論点133頁、第三者割当増資の集計・分析4頁参照。

第7回 Globalawリージョナル・ミーティング2013 in シンガポール参加報告

弁護士 安保 智 勇
 弁護士 金 澤 浩 志
 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

1 シンガポールにおけるリージョナル・ミーティングの開催

当事務所が加盟している法律事務所のネットワークであるGlobalawには、世界約100ヶ国がメンバーとして名を連ねています。当該ネットワークのアジア太平洋地域のリージョナル・ミーティングが本年4月にシンガポールで行われ、25の国々から40名を超える参加がありました。アジア太平洋地域のリージョナル・ミーティングであるにも関わらず、同地域の弁護士のみならず、アメリカ・ヨーロッパ各国からも多数の参加があり、当地域が世界中から注目を集めている様子が窺われました。当事務所からは、東京より安保智勇弁護士とアダム・ニューハウス外国法事務弁護士、本ミーティングが開催されたシンガポールの大手法律事務所Rodyk & Davidson LLPで現在執務中の金澤浩志弁護士の3名が参加しました。

シンガポールは、ご承知のとおり世界中の国々から注目を集め続けている国際都市であり、ほぼ赤道直下に位置している少々蒸し暑くはありますが、その活気には目を見張るものがあります。同国には、規模の大小を問わず、実に多数の日本企業が進出しており、整備された各種インフラや低い税率などを背景に、東南アジア地域におけるビジネスの拠点として戦略的に活用されています。

2 東南アジア諸国への企業進出に関するセッション

Globalawの本ミーティングは、初日のWelcome Dinnerを皮切りに、3日間に亘って、インターコンチネンタル・シンガポールにて行われました。その一部についてご報告させていただきます。



- (1) 2日目の午後のワーキング・セッションでは、多彩なゲストによるプレゼンテーションが行われました。開催地シンガポールの国際的ビジネスセンターとしての重要性についての報告では、同国が国際都市として成長を続けていくための諸施策が

紹介されました。低い税率や戦略的な外国人労働者の活用、限りある国土の最大限有効な活用等、ビジネスハブとしての存在感を高める施策を推し進めてきたシンガポールの戦略については、日本としても見習うべき点が多々あると改めて感じるとともに、東京23区程度の国土しかない小国が東南アジアのビジネスの中心としての地位を築くに至った理由がよく分かった気がしました。



また、現在注目を集めている国際仲裁の活用について、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Center; SIAC）のCEOによるプレゼンテーションも行われました。シンガポールは仲裁を用いた紛争解決の分野でもアジアのハブとしての機能を果たすことに注力しており、SIACに持ち込まれる紛争の数は年々増加しています。特に、アジア各国によるクロスボーダー取引が行われる場合には、紛争の発生に備えて、様々な面で利便性が高いシンガポールを仲裁地として指定することが一般的になってきています。各国によって区々な裁判制度に対する信頼性や、裁判所による判決の執行可能性を考えると、今後も国際的な取引については仲裁を利用するというスタイルが定着していくことは間違いないと思われます。その点において、仲裁のメリット・デメリットを踏まえた、その有効な活用方法が簡潔に説明された本プレゼンテーションは、非常にタイムリーかつ有益なものでありました。

- (2) これらのプレゼンテーションに引き続いて、カンボジアやミャンマーといった、これからさらに外国企業による進出が加速していくであろう地域における実情やその展望等についてパネル・ディスカッションが行われました。

日本企業においてもこれらの地域に対する注目度は極めて高く、潜在的に進出を検討している企業が数多くおられま

す。しかしながら、特にミャンマーについて言えば、外国からの投資に対する門戸を開放したばかりであり、国内の法制もいまだ不十分なものであると言わざるを得ず、進出に当たって念頭に置いておくべき法的懸念事項も山積しています。そのような状況下において、これらの地域で実際に業務に当たっている実務家が見聞した内容や経験談は大変示唆に富むものでありました。加えて、そのような地域にもGlobalawの加盟事務所が所在していることを改めて心強く感じた次第です。クライアントの皆様におかれて、これらの諸地域でのビジネス展開に少しでもご興味をお持ちでございましたら、是非ともお気軽にご相談いただければ幸いです。

- (3) 2日目の夜は、シンガポール・リバーからボートに乗船し、マリーナエリアを象徴する建物の一つであるマリーナ・ベイサンズ（MBS）の下でディナーとなりました。MBS側から見た高層ビル群が夕陽に照らされる様子、さらに、徐々に夕陽が沈んでビル群のライトが夜の空に煌びやかに輝く様子はとても美しく、参加者は皆一様に見惚れていました。インドネシア料理に舌鼓を打ちながら各国の弁護士と歓談し、さらなる親交を深めることができた一夜となりました。

3 ビジネス・ディベロップメントに関するセッション

- (1) Globalawは各メンバーファームのクライアントの皆様のビジネス・ディベロップメントをお手伝いさせていただくという、大変興味深い仕組みを提供しています。本ミーティングの最終日となる3日目には、そのビジネス・ディベロップメントについて、相互に情報交換をするセッションが行われました。当事務所からは、ある会社の株式売却希望案件に関するプレゼンテーションを行い、いくつかのメンバーから潜在的な買受希望があるかも知れないので探してみる旨のポジティブな反応を頂きました。他のメンバーからは、たとえばBVI法人を使ったグループ会社の持株ストラクチャーの構築及びそのメリットについての提案を受け、当事務所としてもこういったストラクチャーに対する需要について、引き続き確認していく旨を約束しました。

メンバーファームがそれぞれのネットワークを相互に開放して、業務の拡大に繋げようとする試みは、本ミーティングのような会合等を通じて培われる相互信頼関係があってこそ成り立つものであります。このような世界的ネットワークを通じてビジネスチャンスを拡大させるという仕組みは、クライアントの皆様にとっても大変有益なものでございますので、ビジネ

スのグローバル展開にご興味がお有りの皆様におかれては是非お気軽にお声掛けいただき、有効にご活用いただければと存じます。

- (2) 本ミーティングの最後には、次回のアジア太平洋地域のリージョナル・ミーティング開催国である台湾のメンバーファームから、同国に関するプレゼンテーションが行われました。特に近年その高い技術力を背景とした電子機器製造の分野で目覚ましい成長を果たしてきた台湾でのリージョナル・ミーティングも、今回と同様、大変活気のあるものになるでしょう。



4 シンガポールでのネットワーク拡大

本ミーティングとは別途、シンガポールに拠点を移した当事務所のクライアントの方々への表敬訪問や友人らとの再会を果たすことができました。また、金澤弁護士が執務しているRodykを訪問して、同事務所所属の複数の弁護士と交流を図ることもできました。Rodykは150年以上というシンガポールでも最も長い歴史を有する法律事務所で、約200名の弁護士を有する国内でも有数の大手事務所であり、これらの弁護士がコーポレート、ファイナンス、IP、訴訟・紛争解決、不動産という5つのプラクティスグループに分かれて、クライアントに対して質の高い総合的なアドバイスを提供しています。今回の表敬訪問の御礼として、150周年を記念して発刊された事務所の歴史が綴られた本の贈呈を受けました。

このように現地のクライアントや法律事務所と親密な交流を続けることが、当事務所の国際的ネットワークの拡大のための貴重なリソースになると確信しています。今後もGlobalawの会員事務所を含め、世界各国の法律事務所、クライアントとの交流を積極的に行っていきたいと思っております。

IPBA (Inter-Pacific Bar Association) ソウル大会参加報告

弁護士 中 務 正 裕 弁護士 柿 平 宏 明
弁護士 赤 崎 雄 作 弁護士 太 田 浩 之
外国法研究員 マイケル・カミレリ

1 はじめに

Inter-Pacific Bar Association(IPBA)は、ビジネス・商事法務を専門とする、アジア・太平洋地域に居住する法曹もしくは環太平洋地域に高度な関心を持つ法曹が中心となって組織する法曹協会です。IPBAでは、毎年一度、年次大会を開催しており、本年は、韓国・ソウルにて、4月17日から20日の日程で開催されました。当事務所からも、中務正裕、柿平宏明、赤崎雄作、太田浩之の各弁護士と、Camilleri Michael外国法研究員が参加いたしました。

また、開催期間中、韓国・ソウルにて、韓国最大の法律事務所であるKim&Chang法律事務所のジャパンプラクティスのメンバーとの交流会を行いました。

以下、IPBA年次大会及びKim&Chang法律事務所との交流会について、ご報告いたします。

2 IPBA年次大会

IPBAは、1991年に発足した団体であり、各国で年次大会が開催されます。本年は、韓国・ソウルで開催されましたが、昨年はインド・ニューデリー、一昨年は日本・京都で開催されました。また、来年はカナダ・バンクーバーで開催されることが既に決定しております。

本年の年次大会では、Dynamic Asia-New Opportunities & Challenges for Law&Businessをテーマに、多数のセミナーが開催されました。IPBAには、国際投資法委員会、金融・証券取引委員会、知的財産権委員会等様々な法分野について全21の委員会があり、年次大会におけるセミナーは、各委員会の主催により行われます。

たとえば、国際投資法委員会の主催した“Shareholder Activism and Corporate Governance”というセミナーにおいては、会社の企業統治のあり方と株主の動向の関係について、各国のスピーカーが報告を行うというものでした。わが国でも、一昨年のオリンパスや大王製紙の事件をふまえて、会社の企業統治のあり方については一層関心が高まっているところであり、非常に興味深いものでした。

また、Employment Law（労働法）というセミナーにおいては、いわゆるソーシャルネットサービス、例えばフェイスブックによって生じる労働問題について、各国の法律においてどのような判断がなされるかという議論がなされました。例えば、フェイスブック上の書き込みやプライベートでの写真に何らかの問題があった場合に、それを雇用上不利益に取り扱って良いか、というもので

す。このような現代的な問題の中で各国の労働に対する考え方の微妙な差異を感じることが出来ました。

そして、“M&A Negotiating Trends and Practices in Pan-Pacific M&A”は、IPBAの参加者が世界中から集まっていることを象徴するようなセッションになりました。6名のパネリストが、それぞれ中国、ドイツ、香港、韓国、シンガポール、スイスにおけるM&A交渉の傾向等について発表し、それぞれの法域においてどのようなアプローチが採られているかが紹介されました。

年次大会においては、各セミナーの他、参加者の交流を深めることのできる種々のイベントが用意されており、19日の夜に開催されたK-POP Dinnerは、複数のK-POPアイドルによるディナーショーのようなイベントであり、韓国のテレビカメラも入るなど大いに盛り上がりました。

本年の年次大会、過去最多の参加者を集めたということでした。また、IPBAという名前には反し、ヨーロッパからも多数の弁護士が参加していたことは、アジアに対する関心の高さを示しているのではないのでしょうか。

3 Kim & Chang法律事務所との交流会

IPBA年次大会の開催期間中の4月18日、Kim&Chang法律事務所のジャパンプラクティスチームのメンバーと交流会を行い、様々な意見交換を行いました。Kim&Chang法律事務所は韓国最大規模の法律事務所で、多くの日本のクライアントからの依頼を受けており、ジャパンプラクティスだけでも弁護士とスタッフを合わせて200名を超える大所帯の事務所です。

意見交換の中では、韓国の裁判における日本の裁判例の重要性が話題にのぼりました。韓国の裁判では、多くの場面で、日本における裁判例が参照されるとのことで、Kim&Chang法律事務所のメンバーも、日本の裁判例についてはかなり研究しているとのことでした。たとえば、日本では、本年の3月に、金利スワップ取引の際の金融機関の説明義務に関する最高裁判決が出ておりますが、韓国でも日本同様にデリバティブ取引において金融機関の説明義務違反等を問題とした訴訟が多数係属しているとのこと、この分野においても、やはり日本における裁判例を参考しているとのことでした。

なお、太田浩之弁護士は、IPBA年次大会の翌週1週間、Kim&Changのジャパンプラクティスにて研修を行いました。

同プラクティスのメンバーは、日本語が堪能であり、そのことが、日本のクライアントから信頼を得ている大きな理由の一つであると思われます。

4 おわりに

IPBA年次大会及びKim&Chang法律事務所との交流会によって、当事務所のネットワークを広げることができました。今後、積極的に事務所のネットワークを広げ、クライアントの皆さまのお役に立てるよう尽力して参りたいと考えております。



Kim&Chang法律事務所のメンバーと共に

留学だより

「シンガポールにおける雇用のあり方」



弁護士 金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)
中央総合法律事務所入所
2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業
2012年8月～10月
Barack Ferrazano
Kirschbaum & Nagelberg
LLP (シカゴ) 勤務
2012年11月～現在
シンガポール外国法弁護士
登録
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール) 勤務

〈取扱業務〉
一般企業法務、
M&A・企業再編、
金融規制・ファイナンス、
クロスボーダー取引・
アジア進出法務

シンガポールの法律事務所働いていて興味深く感じるものの一つに、人の入れ替わりが頻繁であるということが挙げられます。人事部から定期的に「〇〇さんが今月末で退職します。」「××さんを新しく事務所に迎えました。」といったメールが流れてきます。私がシンガポールで働き始めてから早くも7ヶ月となりますが、これまでの間に入所／退所をアナウンスされた方の延べ人数は結構な数に上るように思います。なお、私が勤務している事務所の名譽のために付言しておく、このような傾向は当地で働く日本人の方々からもよく聞く感想ですので、何も特別なものではなく、シンガポールの雇用文化であるようです。また、特にいわゆるホワイトカラーの職種に就いている人は転職を一つのステップアップの機会と捉えているようで(欧米でもこのような傾向があると思いますが)、ヘッドハンティングも頻繁にあり、多くの弁護士が過去に移籍をした経験をお持ちのようです。

シンガポールの雇用法では、従業員の解雇に『正当理由』が必要とされません。契約または雇用法所定の日数の事前通知あるいは解雇手当を支払うことによって、その理由如何に関わらず有効に雇用契約を終了させることができることとされており、解雇に正当理由を必要とし、少なくとも制度上・表面上は解雇が難しいとされている日本法と大きく異なる点の一つであるといえます。このような法

弁護士 金澤 浩志

制のみが上記したような雇用文化の形成に寄与しているわけでは無いとは思いますが、それでも、国民に「雇用は絶対的に保障されたものではない」という意識を根付かせる一端となっているということは言えるのではないのでしょうか。

企業側に都合の良いように設計された、比較法的にも緩やかなシンガポールの解雇規制ではありますが、この制度は全労働人口の3分の1を占める外国人労働者(特にその大半を占める低賃金労働に従事する方々)を景気環境に応じて効率的に調整するための仕組みとして機能しているようですので、少なくともシンガポール人においては、積極的に必要なものと捉えられているのかも知れません。あるいは、GDP成長率は減速しているものの、2013年1-3月期の失業率も1.9%と引き続き低い値を維持している中で、あえて問題として取り上げる必要が無いと考えているのかも知れません。

日本でも労働市場の流動性を高める必要があるといった議論がなされており、シンガポールのような解雇規制の緩い国の例が参照されることもあるようですが、そのような場合には規制の背後にある実情について十分に考慮に入れた上で、自国の文化や環境等と十分に対比しながら、実態に合った制度を造り上げるよう議論を深めていく必要があるように思います。

「相続税調査の傾向と対策」

(事業承継プロジェクトチーム)

弁護士 岩 城 本 臣 弁護士 加 藤 幸 江

弁護士 村 上 創 弁護士 小 林 章 博

税理士 岡 山 栄 雄

1 税制改正の概要

- (1) 相続税の基礎控除の引下げ
平成25年度の税制改正によって、相続税の遺産にかかる基礎控除額が、3,000万円(改正前5,000万円)+法定相続人数×600万円(改正前1,000万円)に引き下げられました。この改正は、平成27年1月1日以後の相続から適用されます。法定相続人が3人の標準的な相続の場合には、基礎控除額が8,000万円から4,800万円に引き下げられます。
- (2) 相続税の税率構造の見直し
相続税の最高税率が55パーセントに引き上げられるとともに、課税金額の区分が6階級から8階級に細分化されました。平成27年1月1日以後に開始する相続から適用されます。この結果、相続財産が2億円で相続人が3人の標準的なケースでは、相続税の負担がおおむね1.5倍になります。

2 税務調査の概要

- (1) 税務調査の種類
税務調査の種類には、強制調査と任意調査があります。強制調査とは、大口悪質な事案に対して国税局の査察部が刑事告発を目的として、国税犯則取締法により裁判所の令状に基づいて行なう調査です。任意調査には、特別調査と一般調査があります。特別調査は、多額な申告漏れが想定される事案や調査案件が複雑な場合に国税局の資料調査課が実施するものです。
- (2) 税務調査の態様
税務調査は、準備調査、実地調査、反面調査の態様に区分されます。準備調査とは、組織の内部で、実地調査を省略するかどうかを判断するための机上調査です。実地調査とは、調査官が納税者の自宅等に臨場して実地に質問検査を行うものです。反面調査とは、実地調査だけでは解明できない事項について、取引先や金融機関などにおいて調査をするものです。

3 相続税調査の概要

- (1) 相続税の申告状況
平成23年分の被相続人に該当する死亡者数は、125万人で、そのうち相続税の申告提出数は5万1千人、課税割合は4.1パーセントとなっています。課税総額は10兆7千3百億円、税額は1兆2千5百億円で、被相続人1人当たりの平均課税価格は2億円、その税額は2千5百万円となっています。
- (2) 相続税の調査結果
平成23事務年度の相続税の調査は、平成21、22年中に発生した相続を中心に、申告額が過少であると想定されるもの、申告義務があるにもかかわらず無申告となっているものに対して実施されています。実地調査の件数は1万3千件で、1件当たりの平均申告漏れ価格は3千万円となっています。
- (3) 相続税の調査傾向
税制改正によって、相続税の課税強化が打ち出されました。加えて、相続税は申告金額が多額であること、一生に一度の申告であることから、今後は相続税調査の強化が図られるものと思います。また、国税の資産課税部門は、土地等の譲渡所得と相続税の調査を担当しています。バブル崩壊と同時に譲渡所得に対する調査件数が減少したことから、担当部門の事務量配分が、譲渡所得の調査から相続税の調査に移行しています。

4 相続税調査の事前事務

- (1) 申告審理
死亡届を受理した市町村は、相続税法58条によって死亡した人の住所を所轄する税務署に通知します。税務署はその連絡によって相続発生的事实を把握します。税務署では、各種の部内資料から、申告が必要と見込まれる相続人に対して「相続についてのお尋ね」文書や「相続税の申告書」用紙を送付します。相続税は、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に申告、納付する義務があります。
税務署では、納税者から提出された相続税の申告書を、まず部内で、申告内容が適正かどうかを検討します。検討の結果、実際に調査が必要な事案と調査を省略する事案に区分します。また、無申告者のうち、部内資料によって申告が必要と見込まれる者を調査対象に選定します。
- (2) 準備調査
税務署では、被相続人とその家族の「所得税の申告書」によって、不動産、配当、利子などの資産所得から資金の移動状況を把握します。また、過去の譲渡所得や相続財産などから大口の資金の流れを追及します。そのほか、「法人税の申告書」別表2によって、同族会社の株主構成を検討し、その移動状況を確認します。
課税所得が2,000万円超の個人の納税者は「財産債務明細書」を税務署に提出することになっています。また、本年度の税制改正によって、5,000万円を超える国外財産の明細を「国外財産調書」に記載して提出することが義務付けられました。その他、利子、配当の支払、不動産の取引内容などは「法定調書」として提出が義務付けられています。税務署では、それらの内容をチェックし、申告漏れとなっている預貯金や生命保険の有無を確認します。

5 相続税調査の対応方法

- (1) 事前通知
相続税の実地調査は、一般的に相続税の申告期限の半年から2年後にかけて実施されます。相続税は人の死亡に関する

税目ですから、その調査は法人税や所得税の申告から調査までの期間より遅れて実施されることが一般的です。相続税の調査は、事前通知として調査前に日程等の打診があります。税理士が関与している場合には日程調整を行なう必要があります。

- (2) 調査当日
通常は2名以上の調査官が指定の日時に被相続人等の自宅に来訪します。調査官は身分証明書を提示することが義務付けられていますので、調査の最初に必ず提示されます。名刺をくれることもあります。その時、担当者の所属部署、役職、氏名を必ず控えておきます。
- (3) 質問事項
調査は、まず被相続人の死亡原因について質問し、その人の意思や行為能力が何時まであったかを確認します。被相続人の経歴や趣味を質問し、蓄財の方法や申告漏れの財産を検討する参考にします。預金の管理を誰がしていたかを質問し、家族名義になっている被相続人の預金がないか検討します。相続人とその家族の職業や収入について質問し、被相続人の財産が生前に贈与されていないかどうか検討します。
- (4) 検査方法
相続人の住所、氏名を紙に記載させられます。その筆跡は、預金の申込みの筆跡と照合され、名義預金を検討するための資料にされます。不動産の権利書や預金通帳などの重要書類を確認します。金庫に保管している場合は、調査官も同行して金庫内の書類をすべて確認します。印鑑は便箋にいったん空押しして印影が写るかどうかを確認した後、朱肉を付けて印影を採ります。印鑑の空押しで印影が写る場合は最近使用したものと推定されます。貸金庫の利用状況を質問するとともに、その日のうちに銀行に赴いて貸金庫の内容物を確認します。標準的な臨宅による調査は1日ほどで終了します。その後は組織内で資料のチェックや反面調査を実施しますので調査は長期にわたります。

6 相続財産の調査方法

- (1) 土地、家屋
相続税の調査は、まず申告漏れの財産が無いかどうかを中心に実施されます。財産の内容を確認した後に、その財産の評価額が妥当かどうかを検討します。土地家屋をはじめ、すべての相続財産の評価額は、国税庁が定めた「財産評価基本通達」に基づいて算定することになっています。
- (2) 預貯金
被相続人の預金のほか配偶者や同居の家族の名義の預金など、関係者すべての預貯金を調査対象にします。申告漏れ預金のほか、家族名義の預金が被相続人に帰属するかどうか調査の中心となります。調査過程で、相続人が全く知らない預金が発見されることがあり、相続人が喜ぶ場合もあります。一方、生前に一部の人が贈与を受けていたことが判明し、親族間でトラブルになることもあります。
- (3) 株式
上場株式については、申告漏れの株式が無いかどうか証券会社に対して文書照会を行なって検討します。また、上場株式の評価額は課税時期の金融商品取引所による市場価格を参考にして算定されます。一方、非上場株式は、名義株の検討が中心となります。株主名簿や法人税申告書の別表2に記載されている株主を確認し、実質的に被相続人のものと思われる株式の存在を確認します。加えて、株式の評価額が、相続税の評価として適正にされているかどうかを検討します。
- (4) 美術品、宝石、貴金属
美術品や宝石などは、売買実例や精通者の鑑定意見などによって評価額を算定します。また、宝石や貴金属の購入先において売買価格の確認が行なわれます。なお、平成23年から、200万円以上の金地金の取引内容は、法定調書として税務署に報告されることになっています。

7 その他の参考事項

- (1) 課税処分の期間
相続税の更正決定による課税処分は、法定申告期限から5年を経過した日以後においてははすることができません。贈与税については期間制限が6年となっています。ただし、偽りその他不正行為がある場合には、それぞれ7年となります。それより以前の期間については、納付があっても「除斥期間」を経過したものとして還付されます。
- (2) 特例適用の延長
相続税の申告期限までに遺産分割されていない財産については、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格の計算などの特例の適用を受けることができません。ただし、申告期限後3年以内に分割する予定の場合には「分割見込書」を添付する必要があります。また、申告期限から3年を経過しても遺産分割ができない場合には、やむを得ない事情を記載した申請書を提出することによって期限延長することができます。
- (3) 税金負担の問題
税務調査の結果、修正申告をするケースが発生します。この場合、申告漏れ財産を取得した相続人に対してだけ相続税が加算されるのではなく、財産を取得していない相続人に対しても相続税が課税されます。なぜなら、我が国の相続税法は、諸外国の遺産課税方式と違って、まず、課税価格の合計額によって相続税の総額を求め、次に、その税額を各相続人が取得した財産の割合に応じて負担する「相続分課税方式」になっているからです。したがって、未分割財産が発見された場合には、相続人間で新たに遺産分割協議をする必要があります。

下請法違反類型の特徴と近時の運用状況 ー下請法の実務からー

弁護士 藤 井 康 弘
 弁護士 角 野 佑 子
 弁護士 岩 城 方 臣

弁護士 吉 田 伸 哉
 弁護士 太 田 浩 之

弁護士 松 本 久 美 子
 弁護士 中 村 健 三
 (競争法研究グループ)

1 はじめに

下請代金支払等遅延防止法(以下、「下請法」)は、独占禁止法に規定される不公正な取引方法の1つである優越的地位の濫用に関する規制とは別の簡易な手続きにより、より迅速に、下請代金の支払いを遅らせる行為などを防止することで、下請取引の公正を確保し、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

下請法は一定の資本金要件を満たす当事者間の一定の取引について適用されますが、上記のように独占禁止法に比べ簡易な手続きにより、かつ、より形式的な判断が行われるため、近時、下請法違反を問われる事案が増加しています。下請法違反については、公正取引委員会が調査に着手する前に違反行為を自発的に申し出た上で改善措置を行う等一定の場合を除き、企業名が公表されることに加え、近時原状回復の額も多額化する傾向にあることなどから特に注意が必要な法律の1つといえます。

本稿では、平成25年5月22日に公正取引委員会より公表されました「平成24年度における下請法の運用状況及び企業間取引の構成への取組」を踏まえて、近時の運用状況について紹介します。

2 親事業者の義務と禁止事項

親事業者について、下請法上、次のように4つの義務と11の禁止事項が規定されています。

- (1) 義務:①法定書面の交付、②代金支払期日を定める義務(給付受領後60日以内)、③遅延利息の支払義務、④取引の内容を記載した書類の作成・保存義務(2年間)
- (2) 禁止事項:①受領拒否、②支払遅延、③減額、④返品、⑤買い叩き、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し

以下では、上記区分を踏まえた上で、近時の下請法違反の特色について紹介します。

3 近時の下請法違反とその運用状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
勧告	15件	15件	15件	18件	16件
指導	2,949件	3,590件	4,226件	4,326件	4,550件
不利益の原状回復	31億8614万円	6億615万円	14億9543万円	32億2203万円	57億94万円
手続規定違反 ¹	2,905件	3,684件	4,557件	4,528件	4,811件
実体規定違反 ²	1,374件	1,535件	1,955件	2,286件	2,218件

(1) 違反事件の端緒

平成24年度において公正取引委員会が新規に着手した下請法違反被疑事件は4,870件(平成23年度は4,554件)であり、かかる事件の端緒としては公正取引委員会の書面調査によるものが4,819件(平成23年度は4,494件)であり約99%を占めています。

(2) 勧告

平成20年以降毎年15件前後で推移しており大きな変化は見られません。

勧告件数は、平成24年度は16件であり、その内訳は、代金減額(15件)、不当な経済上の利益の提供要請(5件)、返品(3件)、受領拒否(1件)³となっており、前年度(平成23年度)は、平成16年4月の改正下請法施行以降最多の18件であり、その内訳は、代金減額(18件)、不当な経済上の利益の提供要請(3件)、返品(3件)、受領拒否(1件)、対価の早期決済(1件)となっています。

このように勧告事例は、①代金減額、②不当な経済上の利益提供・返品、③その他の3類型に大別できるのが特徴です。

(3) 指導

平成24年度は昭和31年の下請法施行以来の過去最多の4,550件であり、上記表のように、この5年間で増加傾向にあるのが特徴です。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度においては、親事業者233名から、下請事業者9,821名に対し、下請事業者が被った不利益について総額57億0094万円相当の原状回復が行われ、平成16年4月の改正下請法施行以降、最高額となりました。平成21年以降の4年間で急上昇の傾向にあります。

(5) 下請法違反行為の類型別検討

過去5年間に於いて勧告・指導が行われた事件を類型別に検討すると、上記表のように、手続規定違反が全体の約2/3以上を占めており、同違反の内訳は約80%~90%が書面交付違反、残りが書類保存義務違反です。

実体規定違反では、過去5年間で①支払遅延(約50%~60%)が圧倒的に多くなっています。他の類型は年度間で数値の変動がありますが、平成24年度の数値を基準にすると、②減額(12.8%)・割引困難手形(11.1%)の各類型、次に③5%未満の各類型(買いたたき、購入等強制など報復措置以外の類型)が続き、最後に④報復措置の類型(少なくとも過去5年間では件数なし)に大別できます。

1 勧告事案、指導事案双方を含みます。

2 同上。

3 1つの勧告事件であっても複数の類型に該当するものは各類型にて計上されています。

(参考文献)公正取引委員会「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成22年度~24年度)



弁護士

古川 純平
(ふるかわ・じゅんぺい)

〈出身大学〉
北海道大学法学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
(60期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、会社法務、
倒産法務、民事介入暴力、
その他一般民事法務、
労働法務、家事相続法務

最新判例紹介

債権差押命令における預金額最大店舗指定方式の可否

～最高裁平成25年1月17日決定～

弁護士 古川 純平

1 はじめに

債権者が、債務者の大規模金融機関及びゆうちょ銀行に対する預貯金債権について、全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式(以下、「全店一括順位付け方式」という。)による預貯金債権差押命令を申し立てた事案において、最高裁平成23年9月20日決定(金融商事判例1379号16頁)は、「各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。」として、差押債権の特定性を否定して、申立てを不適法とした。

その後、上記の方式ではなく、第三債務者である金融機関の全店を対象にして、その中で差押対象預金の残高が1番多い店舗の預金を差し押さえるという預金差押えが申立て(以下、「預金額最大店舗指定方式」という。)られ、差押債権の特定性が認められるか争いとなった事案があり、以下のとおり下級審では判断が分かれていたところ、今般、かかる方式についても最高裁の判断(結論は特定性否定)がなされたため、本稿で紹介する。

2 裁判所の判断

特定性を肯定した裁判例としては、東京高裁平成23年10月26日決定(金融商事判例1380号52頁)、名古屋高裁平成24年9月20日決定(金融商事判例1405号16頁)があり、他方で、特定性を否定した裁判例としては、東京高裁平成24年10月10日付決定(金融商事判例1405号16頁)、東京高裁平成24年10月24日決定があった。そして、東京高裁平成24年10月24日決定の許可抗告事件において、最高裁平成25年1月17日決定(金融商事判例1412号8頁。以下「本最高裁決定」という)は、

「原審の判断は、正当として是認することができる。」として特定性を否定する立場を明確にした。

特定性の有無については、いずれの裁判例においても、第三債務者である金融機関の実際の作業工程等に着眼して判断している。本最高裁決定の原審の東京高裁平成24年10月24日決定でも、「本件申立てによる差押えを認めた場合…第三債務者において、全ての店舗の全ての預金口座について、まず該当顧客の有無を検索した上、該当顧客を有する店舗における差押命令送達時点での口座ごとの預金残高及びその合計額等を調査して、当該店舗が最大店舗に該当するかを判定する作業が完了しない限り、差押えの効力が生ずる預金債権の範囲が判明しないことになる。…本店においてオンラインシステムにより上記作業を行うことが可能であるとしても、他の業務も行っている中で直ちにその作業を開始し終了させることができるとは必ずしもいえず、また、支店における作業の結果、本店から連絡があった預金が債務者の預金でなかったことが明らかになった場合等には、更に、本店及び次に預金額最大店舗と目される支店が同様の作業を行う必要がある。そして、これらの作業には相当な時間を要するものと認められる一方、各口座の預金額は、時間の経過により刻々と変化する可能性がある。」などとして、第三債務者の具体的な作業工程を念頭に特定性を否定している。

3 まとめ

債権者が債務者の預金債権に対して差押えを行うにあたって、残金のある債務者の預金口座の支店名まで把握していない場合であっても債権回収の実効性を高めるべく、一部の債権者において、全店一括順位付け方式や預金額最大店舗指定方式といった方式での申立てが試みられていた。もっとも、債権回収の実効性確保に偏重すれば、第三債務者に過大な負担を強いることになり、この点について最高裁がいかなる判断を行うか注目されたが、上記のとおり、いずれの方式でも特定性を満たさないということで決着した。



弁護士
中村 健三
(なかむら・けんぞう)

〈出身大学〉
東京大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2011年8月
第一東京弁護士会登録

〈取扱業務〉
金融法務、知的財産権法務、
労働法務、会社法務、
商事法務、民事法務等

最新判例紹介

融資先が反社会的勢力であった場合の信用保証の錯誤無効

～大阪高裁平成25年3月22日判決(金融・商事判例1415号16頁)

弁護士 中村 健三

1 はじめに

信用保証協会による信用保証付き融資が実行された後に、融資先が反社会的勢力であったことが判明した事案において、神戸地裁姫路支部平成24年6月29日判決(金融・商事判例1396号35頁)は、信用保証協会の金融機関に対する信用保証契約の錯誤無効の主張を認めました。同判決については、保証協会斡旋保証についても保証協会の錯誤無効を認めた点について否定的な見解も存在し、控訴審判決である本判決の判断が注目されていました。

2 事案の概要

金融機関であるXは、主債務者Aに対し、信用保証協会による信用保証付きの貸付を2本実行しました。最初の貸付は、協会斡旋保証(融資先が信用保証協会に保証委託を申込み、信用保証協会が審査を経て金融機関に融資を斡旋する方式)によるものでした(本件信用保証1)。

2回目の貸付は、金融機関経由保証(融資先が金融機関に融資を申込み、金融機関がその審査を経て信用保証協会に信用保証を依頼する方式)によってなされました(本件信用保証2)。

いずれの審査においてもAが反社会的勢力であると窺える事情は認められなかったため、各信用保証付き融資は実行されました。その後Aは返済を滞納し、Aが反社会的勢力であることが判明しました。Xが、信用保証協会に対して保証債務の履行を請求する訴訟を提起したところ、信用保証協会は、反社会的勢力でないと信じて各信用保証を行ったとして錯誤無効を主張しました。そして第一審において神戸地裁姫路支部は、前述のとおり保証協会の錯誤無効の主張を認めXの請求全部を棄却し、Xが控訴したのが本判決です。

3 争点

本件では、錯誤無効の主張の可否の判断において、①信用保証協会における要素の錯誤の有無、②信用保証協会の重過失の有無、③信用保証協会が錯誤無効を主張することについての信義則違反の有無、の3点が主たる争点となりました。

4 ①要素の錯誤

本判決では、第一審同様、信用保証においてAが反社会的勢力ではないことは当然の前提であったとして、信用保証協会においてAが反社会的勢力であると知らなかったことは要素の錯誤であると認めました。

根拠としては、信用保証協会及びX双方において、社会的要請や金融庁等の監督指針を踏まえて反社との取引を防止、拒絶する取組みを行っていることに基づき、Aが反社であることが判明していれば融資や信用保証の申込みに応じないことは明らかであることを挙げています。

金融機関取引における反社との関係遮断という現代社会の強い要請に加え、信用保証協会が公的な性質を有しているという点を考慮すれば、かかる判断は妥当であると考えられます。

5 ②重過失の有無

本件では、信用保証協会は、審査にあたり内部で構築したデータベースとの照合、Aの事務所訪

問及び面談を行った上で、Aが反社会的勢力であることを窺わせる事情が認められないことから、保証協会にAが反社会的勢力でないと信じたことについて重過失は認めないと判断しています。

なお、本件では、大阪高裁は、Aの所属暴力団の事務所が本件の信用保証協会の管轄から遠く離れた熊本に所在していたという地理的要因のためにデータベースに登録されなかったこと、Aが熊本で活動していたことを窺わせる事情も当時存在しなかったことを考慮しており、単に内部データベース照合等を行うだけで重過失を免れるものではない点に注意が必要です。

6 ③信義則違反

(1) 本件信用保証1(協会斡旋保証)

協会斡旋保証である本件信用保証1について、裁判所は、融資実行に問題がないと判断してXにAを斡旋した保証協会が、同じく融資に問題ないと判断して実行したXに対して錯誤無効を主張して保証債務の全額を免れることは「著しく衡平に反する」と判示しています。

その上で、保証協会及びX双方のAに対する調査において、保証協会が事務所訪問まで行って調査をしながら、Xは事務所訪問までは行っていないことを考慮し、請求額の2分の1の限りで履行拒絶が認められないという結論に至っています。

第一審判決では、協会斡旋保証の場合でも、Xが金融機関として自ら審査して独自の経営判断において融資を実行した点を重視して、錯誤無効の主張が信義則に反しないと判断していますが、本判決はこれと異なる見解を採っています。

(2) 本件信用保証2(金融機関経由保証)

一方、本件判決は、金融機関経由保証である本件信用保証2につき、Xが自らの判断で行った融資審査の結果、融資相当と判断して信用保証を依頼していることを根拠に、第一審と同様、保証協会による錯誤無効の主張は信義則違反としないと判示しています。

7 検討

本件は、信用保証協会の信用保証付き融資の実行後に反社会的勢力であることが判明したケースであり、結果として反社会的勢力に利益が移転した後に、貸主である金融機関と信用保証協会のいずれが経済的負担を行うべきかという問題であると言えます。

そして、本判決では、反社であることが判明しなかった点について双方に過失までは認められないことを前提として、信義則の枠組みの中で協会斡旋保証・金融機関経由保証といった保証方式や審査・調査の程度といった、融資実行に至る経緯における事情を重視しているものと考えられます。逆に、Xから主張された、信用保証協会による保証料の受領、公的資金の投入、低金利貸出といった信用保証制度自体の特質に関わる点は考慮されていません。

今後、本件のような場面でのリスクを減らすためには、信用保証協会及び金融機関双方において、協会斡旋保証・金融機関経由保証いずれにおいても、他方の審査に依存することなく、可能な限り独自の反社に関する審査・調査を尽くすことが肝要であると言えます。



弁護士

小林 章博

(こばやし・あきひろ)

京都事務所だより 13

梅雨が明ければ

弁護士 小林 章博

2013年6月20日、午前4時過ぎ。京都市内某所。夏至近くこの時期は、早くも空が白み始める。パソコンの画面の光にボンヤリと中年男性の顔が浮かびあがる。こんな時間帯に何をしているというのか。この男は。ぶるぶるぶる。男の傍にあったスマホが振動する。こんな時間帯に着信?ふと男が恨めしそうに窓の外に目をやる。近隣に大雨警報が発令されたいらしい。

今朝は大雨。先日までのカラ梅雨が嘘のようだ。

ああ、またデッドラインを越えた…。

この大雨は、京都事務所だよりの原稿の締め切りを徒過してしまい、焦ってパソコンに向かうこの男の心境なのか…。しかし、この原稿を書き上げれば、きっと気分は梅雨明けだ!



窓の外の雨はどんどん激しくなっています。カラ梅雨の日々は、夏の水不足が心配されていたため、本来、恵みの雨なのでしょうが、一転しての大雨。自然は気まぐれなものです。そういえば、去年の夏、京都でも大変な雨が降ったことがありました。普段は、大人しく流れ、市民の憩いの場となっている鴨川が今にも溢れんばかり。その昔鴨川もよく氾濫したと聞いたことがあります。単なる昔話で済ませてしまっはいいけないのかもしれませんが。やはり、大切なのは最悪の事態を招かないための普段からの備えという事でしょう。ちなみに今朝の私は、普段からの備えが足りなかったがために、今まさに最悪の事態に陥っていますが…。



(普段の鴨川)



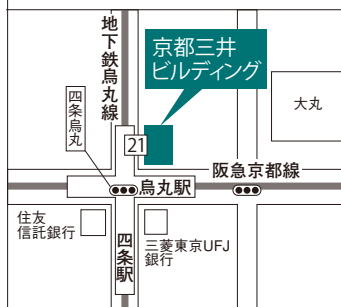
(去年7月に大雨が降った際の鴨川)



さて、梅雨が明けると京都に暑い夏がやってきます。そんな夏に一時の涼しさをもたらすイベントを1つご紹介しましょう。葵祭で有名な下鴨神社では、毎年土用の丑の日に、境内を流れる御手洗池の中に足をひたして、罪、穢れを払い無病息災を祈る「足つけ神事」(みたらし祭り)が行われています。

私も毎年、無病息災を願って参拝しています。夏の真っ盛り、ズボンの裾をまくりあげ、御手洗池に注ぐ小川に足を浸す瞬間。冷やとした感覚にちょっと足が引きそうになりますが、一步一步、御手洗池に向かって進んで行くたびに、穢れが落とされていくような新鮮な気分になります。御手洗池からあがると、ご神水で喉を清めます。

ほんのひととき夏の暑さを忘れさせ、とてもリフレッシュできる機会です。是非、皆様もご参加されてはいかがでしょうか。ちなみに、季節柄、浴衣姿で参加されている方も結構いらっしゃいますが、思いのほか池の水深があります。浴衣姿のみなさんは裾を濡らさないようにご苦労されていますので、ご参拝の際はどうぞご注意を…。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「会議出席のノウハウ」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄 雄
(元南税務署長)

1 会議の分類

私は、国税職員として勤務した時、毎日が会議に出席するための日々でした。現在も、企業の社外監査役や各種法人の理事監事として多くの会議に出席しています。会議は、その目的を明確にするため、典型的に分類する必要があります。

(1) ガバナンス会議

「組織全体会議」として、すべての組織には、最高責任を達成するためのグランド会議が必要です。会社では株主総会がこれに当たります。また「意思決定会議」として、機関の意思を決定するためのシステム会議を開催します。取締役会、監査役会が該当します。

(2) マネジメント会議

「情報共有会議」として、組織の幹部は、意思統一のためのコンセンサス会議を開催し、情報の共有を図ります。幹部会、執行役員会がこれに当たります。また「進捗確認会議」として、月次など、仕事の進捗状況を確認するためのミーティング会議を開催します。組織における中心の会議で、経営会議、営業会議が該当します。

(3) プロジェクト会議

「企画立案会議」として、新規事業や長期指針を提案するためのアイデア会議を開催します。ブレインストーミングなどによって創造的な企画案を引き出します。また「問題解決会議」として、現状の職場問題を検討するためのカイゼン会議を開催します。

(4) イベント会議

「技能研修会」として、組織にはスキル向上のための職場単位の研修会を開催し、キャリア形成をします。また「職場懇親会」として、各グループによる親睦会があります。組織人は、酒席での上司や先輩の説教によって職場のノウハウを取得していくものです。

2 会議の開催

組織の原則では、本来ラインの長がすべてを決定することから、会議は必要のないものです。しかし社会が進展し、情報が錯綜して不確定要素が多くなると、個人の判断に任せてしまうことは危険です。そこで、情報を収集し、手続的な調整をしてから決定に持ち込むための会議が必要となります。

(1) 会議の事前準備

「責任者と担当窓口」を決定しておきます。責任者は会議の目的を全員に意思統一することです。担当者には会議開催の責任感を持たせることです。また「会議資料の配布」は必ず事前に行います。聞いていないと言われないうように、3人程のキーマンに根回しをしておきます。人間は事前に知っていることには反対をしないものです。

(2) 会議の人数席次

「参加人数の臨界点」を考慮します。実質的な細かい議論をするためには、参加人数は7人が限界となります。七人の侍や七福神が参考になります。また「会議場の席次順序」を事前に決めておきます。自分の席次にこだわる人

が多いからです。席次は、役職編成が中心で、所属年次、年齢、五十音順のほか抽選、自由席などがあります。

3 会議の進行

会議は、組織の管理者が先頭になって全員の意見がスムーズに発表できるように進めます。そして参加した人の時間が無駄にならないよう必ず結論を得る会議にします。

(1) 会議中の仕切

「会議の時間を厳守する」ことです。開催時間はもちろん、終了時間も集中力が続く1時間程度に決めておき、その時間を厳守します。また「仕切役の人物を厳選する」ことです。発言を促したり、話の流れを整理したり、合意を形成するためには、特別なスキルが必要です。会議の進行に一番大切な役割は、司会者と議長です。

(2) 会議後の処理

「結論の行動計画を作成する」ことです。無駄な会議にならないように、会議で結論を得たら計画を立てて行動に昇華します。特に「決定事項には期限を設ける」ことです。会議で決まった結論には、デッドラインを設定し、決定事項は反対意見があっても組織を挙げて実行します。

4 会議の発言

会議では、個人と個人の感情が交錯します。そして論理的でない個人の感情がむき出しになる場合があります。会議中の発言には個人の気働きが必要となります。

(1) 発言の心得

「会議で発言しないのは居ないも同然」と言われます。会議は自分をアピールする絶好の機会です。出席したら得意分野を中心に、必ず1回は発言します。特に「指名されてから発言する」と効果が倍増します。そのため発言内容を事前にメモし、3分程度で発言します。無駄になることを覚悟の上で準備しておきます。

(2) 発言の内容

「発言のポイントは1つに絞る」ことです。言いたいことが沢山あっても、内容を絞り込みます。多くのことを盛り込むと要点が薄れて迫力がなくなります。また「発言には必ず理由を付ける」ことです。理由を3つ挙げ、事実と意見とは確実に区分して発言します。更に、データやグラフで説明すると説得力が高まります。

(3) 発言の要領

「出席者の名前を挙げる」と好かれます。他人の提案に賛同する時は、その人の名前と意見を取り上げます。人間は異常に自分の名前に関心があるものです。逆に「議論では理詰めで勝負」と嫌われます。理論的に敗けると根に持つ人が多く、論理的とされる学者の世界でもあると聞きます。個人の嫉妬心にはくれぐれも用心することです。

中央総合会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号

TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

裁判エッセイ 46 ● 落語「井戸の茶碗」と調停

弁護士
(オブカウンセル)

川口 富男
(元 高松高等裁判所長官)

古典落語に「井戸の茶碗」という人情話があります。粗筋はこうです。

正直者の屑屋・清兵衛が屑を求めて流し歩いていると、なりは粗末だが上品で器量の大変よい娘に声をかけられ、裏長屋へ行く。父親の浪人・千代田卜斎から、屑の他に仏像を200文で引き取ってほしいと頼まれる。清兵衛は屑しか扱わないと断るが、是非にと願まれ、200文で預かり儲けが出たらその半分を持ってくるとの約束で引き取る。

清兵衛が細川屋敷の長屋下を通りかかったところで、細川家の若侍・高木佐久左衛門から声がかかり、仏像を300文で売り渡す。

高木が仏像を磨いていると、中から50両の小判が出てくる。高木の中間は運がよいと喜ぶが、高木は「仏像は買ったが、50両まで買った覚えはない。金子で金子が買える訳がない。仏像を売るくらいだから暮らし向きは苦しいのだろう。元の持ち主に返したい」と、通りかかった清兵衛をつかまえ、千代田の元へ50両を持っていかせる。

千代田は「仏像を売ってしまった以上、中から何が出てきても、私のものではない。ご先祖様がいざという時のために仏像に入れておいてくださったのだから、仏像を売ってしまったのだから、自分のものにする資格はない。刀にかけても受け取らない」と、儲けの半分は約束だから受け取り、50両の受取は拒絶する。

清兵衛は高木のところに50両を持って帰るが、高木からも受け取るわけにはいかなと言われ、困り果ててしまう。長屋の家主が仲介役に入り、「千代田様へ20両、高木様へ20両、苦勞した清兵衛へ10両でどうだろう」と提案する。それでも千代田は断るが、家主から「20両の代物に何か渡したらどうだろうか」という提案を受け入れ、日常に使っている茶碗を代物として渡し、20両を受け取る。

この話が細川家で美談として話題になり、高木が細川様へ目通りを許され、茶碗を見たいと言われ、茶碗を一生懸命磨いて細川様へ差し出す。目利きの侍が「井戸の茶碗」という天下に二つとない名品と鑑定する。細川様はその茶碗を300両で買い上げる。

高木は、300両を自分がもらうべき金ではないと困るが、「千代田様へ返しても絶対に受け取らないだろうから、半分の150両を届けて欲しい」と清兵衛に頼む。しかし清兵衛は「50両でも刀で切られそうになったのだから、150両も持っていったら大砲で撃たれてしまう」と断る。しかし高木に切願され、しぶしぶ千代田に150両を持っていく。

千代田はまたも断るが、困り果てた清兵衛を見て、「今までのいきさつで高木様がどのような方かはよく分かっている。貧しくとも娘には亡妻が女一通りの事を仕込んでいる。この娘を嫁にめとって下さるのであれば、支度金として受け取る」と言う。

高木は経緯を聞き、千代田様の娘であれば間違いないとして嫁に貰うことを承諾する。

清兵衛「今は裏長屋にいて粗末ななりをしているが、こちらで一生懸命磨けば、見違えるようにおなりですよ」高木「いや、磨くのはよそう、また小判が出るといけない」

◇ ◇ ◇

粗筋にすると面白味が伝わりませんが、実際の落語では随分と笑わせられます。それにこの話は、善い人同士の意見の対立をユーモラスに描き、話の終わり方もよいので、聞いていて心地よく、演者も気分よく語るように感じます。

多少無粋ながら、法律的に詮議してみましょう。

まず、古い仏像から出た50両の帰属先ですが、この売買の対象は仏像だけで、50両は対象になっていませんし、この50両は仏像の構成物とか、付属品ではありませんから、50両はやはり千代田のもです。これが今の法律の帰結です。江戸時代の法でどうなるのか分かりませんが、細かな法はなく常識的な判断が支配するでしょうから、そうすると、やはり50両は千代田のものになりそうです。しかし運がよいという中間の感覚は、今も昔も変わりがないと思われれます。ですから美談になるのです。

それに千代田の理屈にも聞くべきところがあり、受け取る資格がないという心情も分かります。そこで、善意の対立になるのですが、これを裁判で決着させることは実は難しいのです。今の民事訴訟は、権利があると義務がないと主張する方が請求をする、つまり訴えを起こす構造になっています。ですから高木が千代田に50両受け取れという裁判を起こすことができません。そもそも「受け取る義務がある」のか疑問ですから、その義務あることの確認を求めることにも難点があります。

そこで、長屋の家主の調停が役に立つのです。江戸時代の調停はこのように進行していましたが、現在の民事調停制度は大正11年に創設されました。明治の近代化で裁判制度が欧米型になりましたが、そこでいう権利義務という関係だけでは収まりきらない世界があるところから、条理と実情に合う解決をするために、古くから民間で行われてきた調停というやり方を「民事調停」という法律上の制度として裁判所に担当させ、そこに民間出身の調停委員をおくことにしたのです（「調停」という言葉は、もともと中国に古くからある普通名詞で、明治期の尾崎紅葉の金色夜叉でも使われているそうです（国語大辞典）。家主のような第三者が争いの中を取り持つことを「調停」と言っていました）。法制度としての民事調停は世界初の制度ですが、「調停」という言葉は、今では「駅伝」「交番」とともに世界語になっている位です。今なら高木は民事調停を申し立てればよいのです。

◇ ◇ ◇

予想外に価値があった茶碗についてはどうでしょう。「代物として渡す」という法律関係が分かりにくく、演者によっては「売る」という言い方をする人もいます。そこで「売った」として、錯誤を理由に売買を無効としてみても、千代田が主張しない以上民事訴訟で300両を千代田に受け取らせるわけにはいきません。ここでも調停が有用で、高木が先手を取って調停的解決案を提示し、円満解決を実現しました。しかもこの調停案が発展して、千代田の娘と高木の縁談がまとまるという超ハッピーエンドとなりました。調停には、双方が喜ぶ解決策を模索できるという長所があります。

それにこの話で、最初の争いを第三者による調停で解決したのを受けて、次の争いを自主的に解決したことで知れるように、調停は自主解決の気運を醸成し、争いを防止するという、文化的に優れた長所を持っています。

1 子会社管理に係る親会社取締役の任務

子会社の経営は子会社の取締役により行われます。しかし、子会社の取締役は親会社の取締役会において事実上選任され、親会社の取締役会は子会社の取締役を事実上指揮監督することができます。親会社の取締役にとって、子会社の経営の健全性と効率性を確保することが重要な任務となります。

親会社の取締役会には、子会社が完全子会社であっても、その指揮監督の基本方針の決定に際して大幅な裁量が認められます。子会社に経営の基本方針を提示するとともに事後のチェックを基本とする場合もあれば、重要な業務執行事項について事前承認を義務付け、役員を派遣して子会社を事実上一事業部門のように管理する場合もあります。このような基本方針に応じて、子会社管理に係る親会社取締役の任務と責任にも差異が生じます。

2 子会社の救済と「経営判断原則」

完全親会社と完全子会社の間には利害対立関係はなく、親会社の取締役が子会社の代表取締役を兼任していても、利益相反取引規制の適用はありません。親会社または子会社の経営成績の透明性を確保するため、取引条件の適正さに配慮すべきですが、この取引に対しても経営判断原則が適用されます。とくに、この場合の「適正さ」は独立当事者間取引におけるものと同一ではなく、取引条件の設定に一層広範な裁量の余地が認められます。

子会社救済については、グループ全体の信用維持に配慮しなければなりません。親会社による債権放棄は、グループ全体の信用を高めることにもなりますが、完全子会社の救済であっても、合理的な資料に基づいて調査分析検討した上、経営判断しなければなりません。さいたま地判平成22年3月26日金判1344号47頁は、監査役から厳しい意見が出されていたにもかかわらず、調査分析を十分することなく、完全子会社化した会社に対して行った増資引受けについて、善管注意義務違反を認めました。

福岡高判平成24年4月13日金判1399号24頁は、含み損の実態等を十分に調査することなく、業績回復の具体的目途もなく破綻間近で回収が当初から望めなかったのに融資を行ったことを理由に、親会社が行った完全子会社に対する多額の貸付けに善管注意義務違反を認めました。この貸付けはグル

グル回し取引により子会社に生じた多額の含み損を処理するためのものであり、福岡高判は、グルグル回し取引の不適切性にも配慮して、杜撰融資として取締役の責任を認めたのです。

3 子会社の健全性確保と経営判断

子会社の非常勤取締役を兼任する親会社取締役は、子会社において違法ないし不適切な業務執行を認識した場合、子会社の取締役会において、当該事実を指摘して関係業務執行取締役や監査役に適切な対処を求める必要があります。前掲福岡高判の原審である福岡地判平成23年1月26日金判1367号41頁は、兼任取締役は、子会社の取締役会において一般的指示をしても是正されていないような状況にあるときは、具体的かつ詳細な調査をし、または、これを命ずべき義務があったとして、親会社に対する善管注意義務違反を認めています（損害額の立証がないとして、責任は否定）。兼任取締役としては、子会社の取締役会だけでなく、必要な場合、親会社の取締役会においても、審議の対象としなければ、親会社に対する任務懈怠責任が問題となります。

非常勤取締役に業務執行に係る調査権（調査義務）があるかどうかについて、学説の対立がありますが、親会社から派遣されている兼任取締役としては、親会社の監査役と協力して適切に情報を集め、子会社の取締役会において問題提起し、親会社の取締役会においても適切な対処方針を検討する必要があります。そもそも、親会社は、子会社の業務の適正確保にも配慮したグループ全体の内部統制システムを整備しなければなりません（会社規則100条1項5号参照）。この整備に際して、子会社との間で一定のルールを設定しておくことが望まれます。

最近、子会社の不祥事について、親会社取締役の責任が追及される例が増えています。しかし、グループ全体の合理的な内部統制システムを構築し、その適切な運用に配慮していれば、法令遵守・リスク管理体制が機能していることを信頼することができ（信頼の法理）、特段の事情のない限り、親会社取締役の監視義務違反の責任は認められません（最判平成21年7月9日判時2055号147頁参照）。内部統制システムの整備は広範な裁量の余地のある経営判断事項であり（大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁参照）、個々の取締役のリスク管理としても、適切な内部統制システムの構築が重要です。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國古 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三	弁護士 大平 修司
弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 草深 充彦	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉
弁護士 アダム・ニューハウス (オバカウンセル)	弁護士 マイケル・カミシリ (オバカウンセル)	弁護士 川口 富男	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄
法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣					